

一級河川鴻沼川低水路護岸工 工事説明会 次第

日時 令和7年9月20日（土）

場所 桜木会館（大宮区桜木町1丁目12-9）

- 1 開会
- 2 さいたま県土整備事務所 河川部長挨拶
- 3 一級河川鴻沼川に関する県の取り組み
- 4 低水路護岸工の進め方
- 5 環境影響調査について
- 6 質疑応答
- 7 閉会

埼玉県さいたま県土整備事務所 河川・鴻沼川改修事業担当

➤ 一級河川鴻沼川に関する県の取り組み

§ 1 鴻沼川の歴史

- 鴻沼川は、昭和28年から農業排水路として整備されるが、流域の都市化に伴い都市下水路に大きく変貌。
- 平成2年に鴻沼排水関係ニヶ土地改良区連合
→ 3市（旧浦和市、旧与野市、旧大宮市）へ管理移管し、準用河川に
- 平成9年に一級河川へ 「埼玉県が河川管理者へ」



農業用排水路が一級河川となり、管理者が変遷した大きな理由は、昭和の終わり（S57,61）平成に入ってから（H3,5）の洪水被害が原因であった。

➤ 一級河川鴻沼川に関する県の取り組み

§ 2 鴻沼川における近年の水害

- 鴻沼川で起きた災害は、平成10年9月台風第5号と令和元年10月東日本台風が挙げられる。
- 平成10年9月台風第5号では、一日最大雨量189.0mm・一時間最大雨量38.0mmを記録。
- 令和元年東日本台風では、一日最大雨量219.0mm・一時間最大雨量31.0mmを記録。

平成10年の被災状況



○治水上の進展
があった！

↓
県はどんな対策
を行ったのか？



- ・床上浸水家屋1,826戸
- ・床下浸水家屋1,949戸

令和元年の被災状況



・整備効果を
上げた事業は
次ページ参照



- 鴻沼川下流の桜区では
- ・床上浸水家屋200戸超
 - ・床下浸水家屋600戸超

➤ 一級河川鴻沼川に関する県の取り組み

平成10年9月の台風第5号により、床上浸水家屋1,826戸、
床下浸水家屋1,949戸の併せて3,775戸の大きな浸水被害を受けた

浸水被害を受け、上流では「床上浸水対策特別緊急事業」
下流では「河川激甚災害対策特別緊急事業」を実施することになった。

河川激甚災害対策特別緊急事業

早期改修を目的とすることから、基本的には用地買収を行わず、河床掘削により通水断面を確保しましたが、河床掘削で断面確保が困難な一部の区間は河道拡幅を行いました。あわせて、流れを妨げていた橋梁12橋の架換えを実施しました。

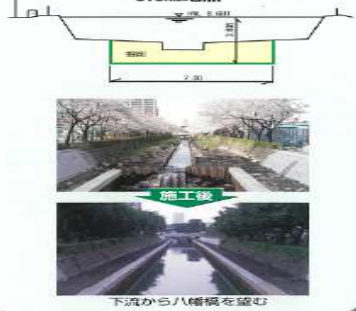
事業区間

鴨川合流点～氷川橋

延長 L=6,920m

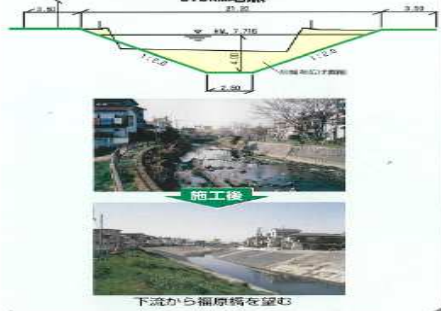
河床掘削

6.6km地点



河道拡幅

5.5km地点



橋梁架換



床上浸水対策特別緊急事業

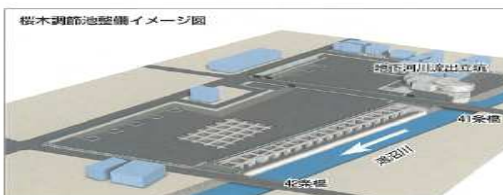
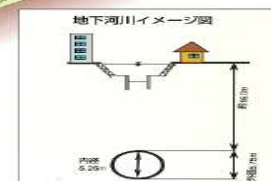
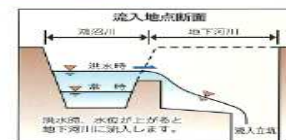
旧大宮市区間のさいたま市大宮区大成町から桜木町は、家屋が密集し河道に隣接していることから、河道拡幅が困難であったため、地下河川と調節池を設置する事業を実施しました。地下河川は河道のバイパスとして、河道改修と同じ効果を発揮します。

地下河川の建設

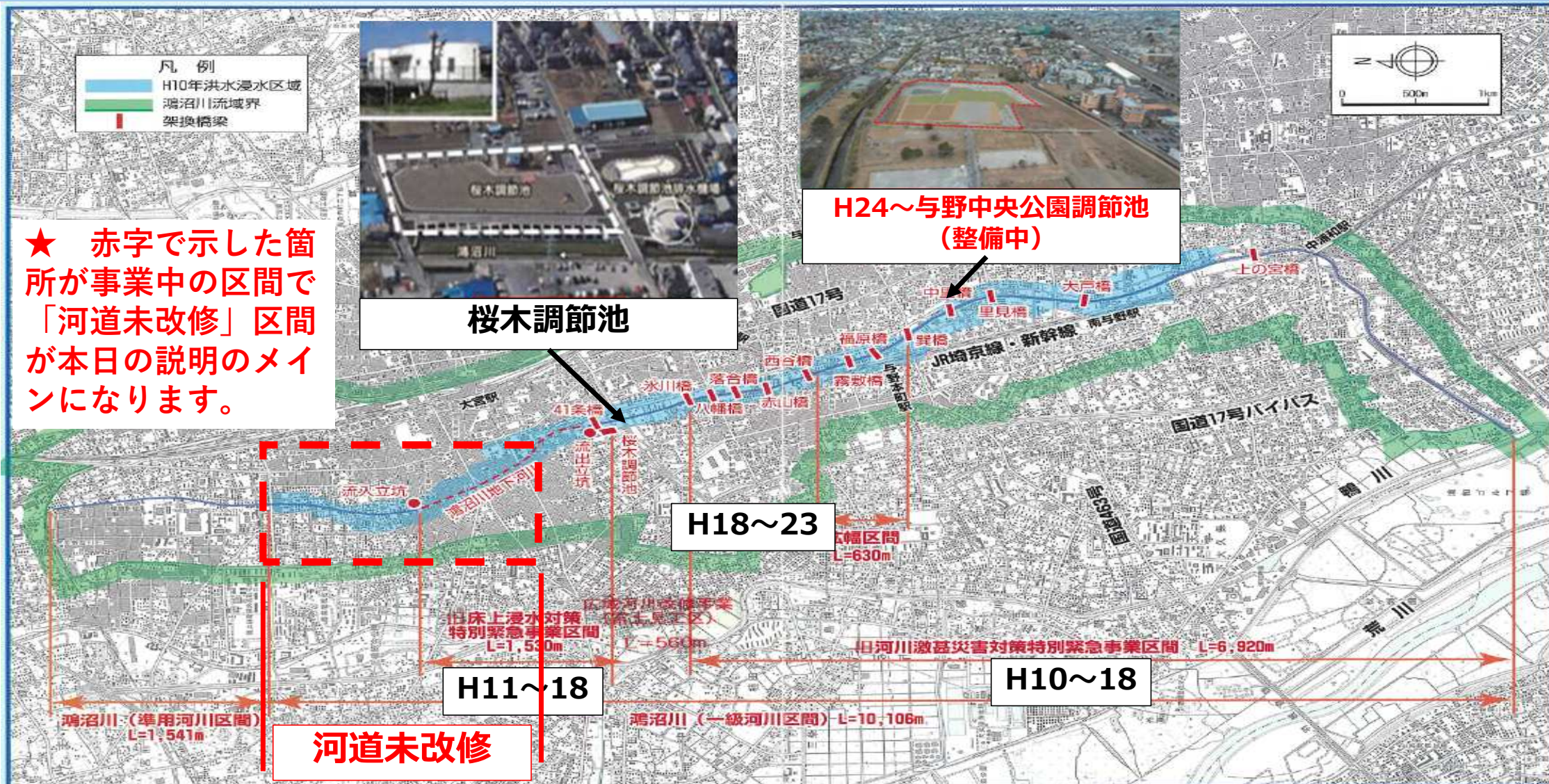
延長 L=1.53km 内径 D=5.25m

桜木調節池の建設

面積 A=1.13ha 調節容量 V=56,000m³



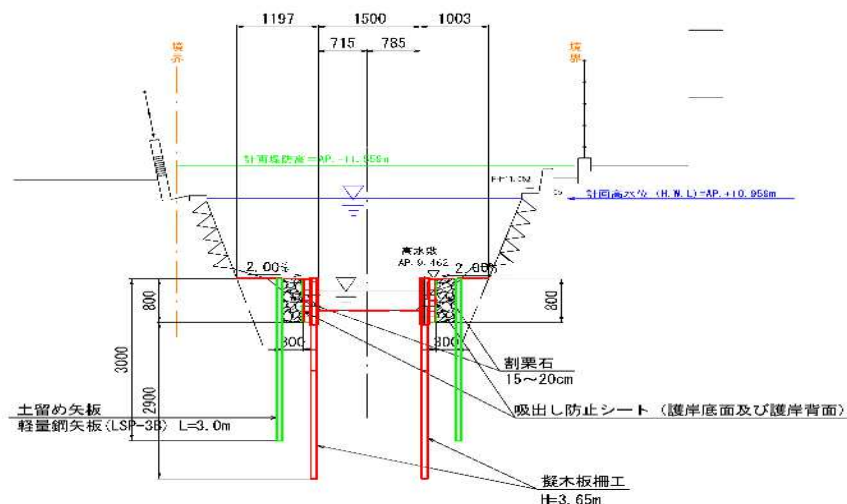
➤ 一級河川鴻沼川に関する県の取り組み



➤ 低水部護岸工（未改修部）の進め方

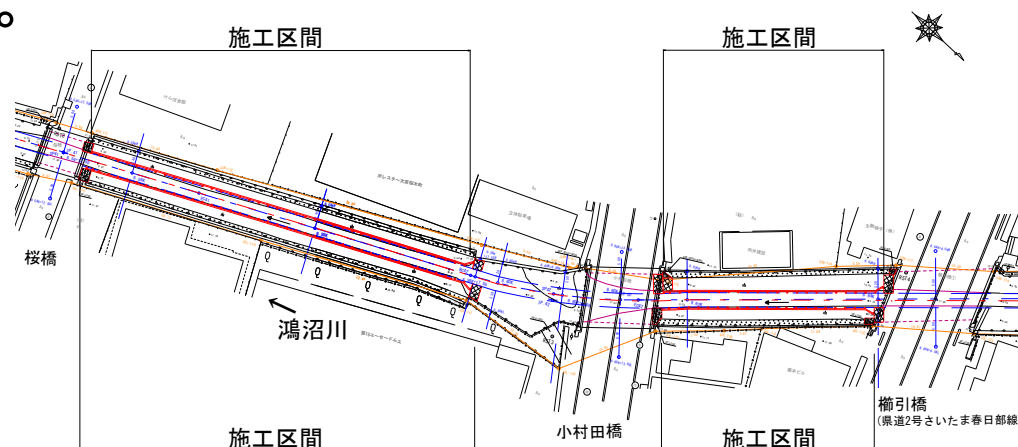
○本工事の目的

- ・老朽化した護岸全体の撤去、再設置ではない。
- ・上部護岸を支える低水護岸の老朽化で、沈下崩落の恐れがある。将来の整備計画に基づく拡幅工事（予定）が始まるまでの間、適正な維持が必要であり、低水部の土台の沈下防止、洗堀されない対策を講じるものである。



完成断面図

▼ 今年度の施工平面図



完成想定写真

➤ 低水部護岸工（未改修部）の進め方

従前の低水路護岸工の年次計画の流れ

- ・ 5～6月 設計積算準備
- ・ 7～8月 起工・公告
- ・ 9月 受注業者決定
- ・ 10月 受注業者のお知らせ回覧
- ・ 11月 本格着工（沿川の方々から騒音対策に関するご要望や、振動が家屋に与える影響を不安視する声も多く、途中工事が中断することもあった。）
- ・ 3月末 工事完了（できず出水期前まで工期を延長することもある）



※工事着手前に解決すべき課題

- ①工事目的、工法、施工期間、施工中の各種対策を「説明会」という形でかかわりの深い範囲の皆様へお知らせする。
- ②豪雨の頻発から工事工程を見直し、R8年3月末の完成を目指す。
- ③工事に伴う家屋への影響は、因果関係に基づき金銭補償で対応するため、工事着手前に家屋事前調査を実施する。

➤ 低水部護岸工（未改修部）の進め方

【今年の低水路護岸工ほかの年次計画の流れ】

- ・ 5～6月 設計積算準備
- ・ 7～8月 起工・公告
- ・ 8月 環境影響調査会社の決定
- ・ 9月 工事請負会社決定
- ・ 本日 環境影響調査対象者（施工箇所の沿川家屋）の
みなさま向けに工事目的と工事工程及び環境影響
調査についてのご説明
- ・ 11月初旬 本格着工
- ・ 3月末 工事完了
- ・ 4月以降 環境事後調査に関する個別アンケート
環境事後調査、調査結果に基づく個別補償

➤ 低水部護岸工（未改修部）の進め方

○本工事の施工手順

① 土留め矢板施工

② 矢板前面の床掘り

③ 板柵水路の鋼管打込み

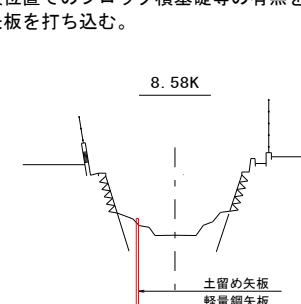
④ 鋼管頭部の擬木カバー設置

⑤ 擬木カバー背面の擬板設置

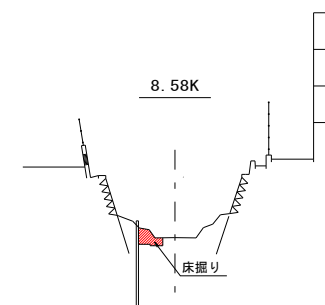
⑥ 擬木板柵周囲の埋戻し

⑦ 完成後に次のスパンに移動

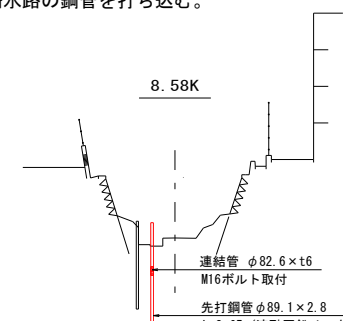
- ① 工事区間の上下流を締め切った後に、突き刺し確認等により打設位置でのブロック積基礎等の有無を確認後に土留め矢板を打ち込む。



- ② 所定深度まで土留め矢板前面の床掘りを行う。



- ③ 水系を張り、ラインに合わせて所定の間隔及び設計高さまで板柵水路の鋼管を打ち込む。

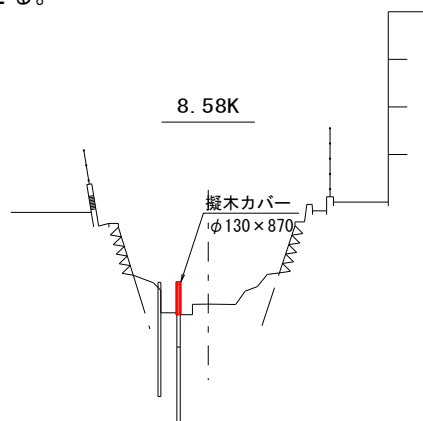


➤ 低水部護岸工（未改修部）の進め方

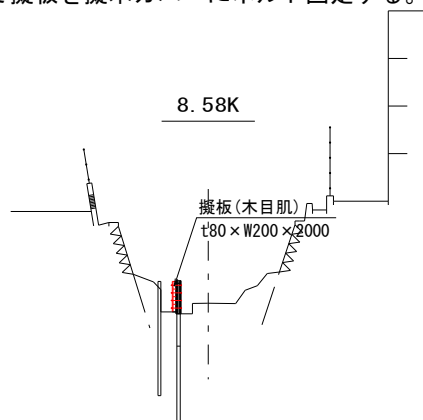
10

○本工事の施工手順

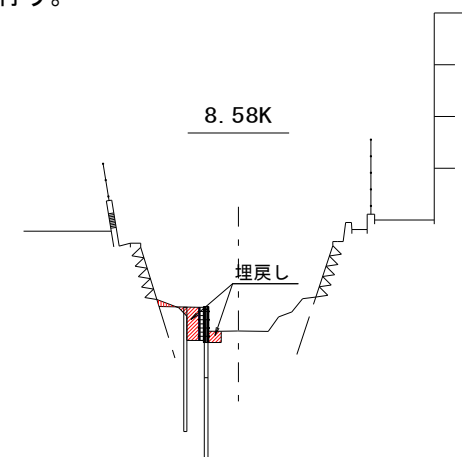
- ④ 打ち込んだ鋼管の頭部に擬木カバーを被せ、頭部のレベルを合わせる。



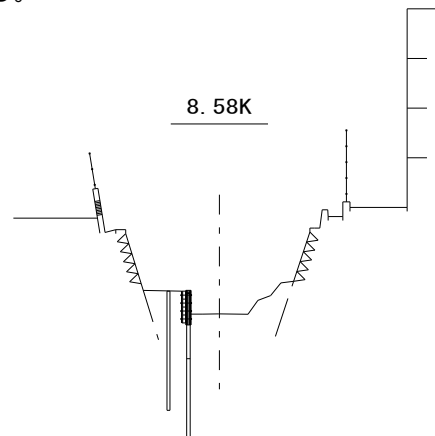
- ⑤ 鋼管頭部の擬木カバー背面に擬板を配置した後、つなぎ板を用いて擬板を擬木カバーにボルト固定する。



- ⑥ 擬板背面に吸出し防止材を取付けた後、擬木板柵周囲の埋戻しを行う。



- ⑦ 完成後に次のスパンに移動し、②～⑥の手順を繰り返して実施する。



現場作業はやむを得ない場合を除き、平日9：00～17：00を予定しております。

➤ 低水路護岸工を含む全体工程表

11

実施内容	詳細	令和7年度							令和8年度			
		9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
説明会	工事目的と工事工程及び環境影響調査についての説明会実施	周知	説明会開催									
環境事前調査	工事着手前に、工区隣接のみなさまの家屋の状況を調査する		調査期間									
低水路護岸工	現場稼働は11月～3月末までとし、それ以降は後片付け・撤収作業			準備工	本格着手				撤収作業			
環境事後調査	施工後、ご希望のみなさまの家屋の状況を調査し、工事による影響を確認											現地調査期間
									※詳細な時期は別途ご案内します。			

準備作業

稼働期間

➤ 環境影響調査について

§ 1 調査の目的

本工事（鴻沼川低水護岸工その5）に起因する揺れや振動が、対象家屋に伝わりそのことが固有財産の毀損につながると判定された場合、それは原因者である埼玉県が責を負う（補償の対象）べきことですので、その因果関係の有無を判定するため、本格工事の着工前及び工事完了後に、家屋調査を行うものです。

§ 2 事前調査と補償の関係

今回実施する調査は事前調査であり、補償に結び付く調査は事後調査として、工事完了後に調査実施の意向確認を行い、これに基づいて別途行います。その結果被害の発生内容、発生箇所、家屋の仕様、築造後の年数等から因果関係ありと認められた内容を金銭に換算し、補償額を各戸にお支払いいたします。

§ 3 工事中の振動、騒音に対する埼玉県の基本姿勢

振動規制法、騒音規制法に抵触しないよう、十分注意を払いながら施工させていただきます。ただし、住家と施工箇所が極めて近接しているため、局所的また工種的な振動、騒音はどうしても避けられません。その精神的な苦痛に対する補償基準はございません。ご容赦いただきますよう重ねてお願いいたします。

➤ 環境影響調査について

§ 4 調査に際しての諸注意事項

- ・ 事前調査の実施にあたりまして、本日の説明会以降より、調査委託業者から日程調整のご案内をいたします。
- ・ 事前調査時間は、1時間～半日ほどを予定しております。
- ・ 集合住宅については、各部屋以外に、共用スペース等の調査も行います。
- ・ ご希望により事前調査を辞退いただくことも可能です。ただし、施工後に何らかの変状があった場合でも、工事による被害であることの確認が難しくなるため、補償ができかねますことをご了承ください。
- ・ 特定の部屋のみ事前調査の実施を辞退いただくことも可能です。調査委託業者へご相談ください。

環境影響調査について

今回の環境影響調査の対象となる家屋（位置図・平面図）

位置図



平面図



※①～③の数字は次ページの調査会社の番号です。

➤ 埼玉県からのお知らせ

【事業全般（工事内容、環境調査）に関する問合せ先】

・さいたま県土整備事務所 河川・鴻沼川改修事業担当

高山・星名・河又・嵐・河田

〒336-0027 さいたま市南区沼影 2－4－7

TEL: 048（861）2496 e-mail: p612495a@pref.Saitama.lg.jp

【施工会社】

近日契約予定

【環境調査会社】

- | | | |
|------------------|--------|--------|
| ①塩川設計測量株式会社 | 測量部調査課 | 担当者：村上 |
| 連絡先 048－862－8171 | | |
| ②共進調査設計株式会社 | 調査部 | 担当者：藤間 |
| 連絡先 048－758－1905 | | |
| ③株式会社礎積算 | 補償部 | 担当者：木下 |
| 連絡先 048－790－5112 | | |

ご清聴に深謝いたします。